

大阪市市長 横山英幸 様

2026年3月16日

ハンセン病関西退所者いちょうの会

要 望 書

1. 2026年度大阪市ハンセン病問題対策予算について

大阪市が「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」第5条の地方公共団体の責務として現在実施している、ハンセン病回復者と家族の福祉の増進を図るための施策とハンセン病問題解決に向けての教育・啓発等について、2026年度予算をお教えてください。

2. 大阪市としての謝罪と名誉回復の取り組みについて

①大阪市長にハンセン病療養所に出向き、入所者と面談し実態を知っていただくとともに、納骨堂にお参りし、謝罪と哀悼の意を表してください。また、外島保養院の跡地で開催される追悼行事や、国の「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」の式典にも出席してください。

②大阪市長といちょうの会との面談を実現してください。

3. ハンセン病に係る偏見と差別解消のための教育・啓発活動の充実について

①大阪市の啓発冊子について、誰もが読みやすいカラー刷りで、写真も豊富なものに全面改訂されたい。

②大阪市としては、令和5（2023）年3月の『ハンセン病に係る偏見差別の解消のための施策検討会 報告書』、ならびに、令和6（2024）年3月、令和7（2025）年3月の『ハンセン病問題に係る全国的な意識調査報告書』、さらに、令和7（2025）年6月に23年ぶりに改定された「人権教育・啓発に関する基本計画（第二次）」で「ハンセン病患者・元患者及びその家族」が独立の項目として整理されたことを踏まえ、どのように今後のハンセン病問題学習を学校教育現場で実施しようとしているのか、各機関でもハンセン病問題職員研修を強化されようとしているのかを明らかにしてください。

③「白鳥寮」「柴島健康相談所」「慈恵病院跡地の石碑」について、日本におけるハンセン病対策の中でどのような役割を果たしてきたのかがわかるように、跡地にプレートを設置してください。プレート内容については、いちょうの会と相談してください。

4. 地域で暮らすハンセン病回復者と家族への支援について

①区役所のどの窓口が、ハンセン病回復者と家族の相談窓口かを明らかにし、広報してください。また、区役所職員のハンセン病問題研修を全区で実施してください。

②医療機関、介護保険事業所などでハンセン病問題研修を実施し、専門的な相談もできるようにしてください。

③介護保険の要介護度の認定に際し、ハンセン病後遺症である「末梢神経麻痺」について、生活のしづらさ、外傷、火傷予防の必要性を理解し、調査項目に反映されるよう、国に要望してください。さらに、ハンセン病後遺症について特記事項にどのように書けばいいか、研修をしてください。また、主治医意見書を書くにあたっての手引きを沖縄県では作成されていますが、大阪市も作成し、配布していただきたい。

5. ハンセン病家族補償金の受給申請支援について

「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」は、2029年11月21日まで5年間延長されました。また、付帯決議では、「より効果的な広報を行うこと」、「よりきめ細やかな対応を行うこと」「国の隔離政策により、元患者家族等も偏見と差別の中で、長年多大の苦痛と苦難を強いられてきたことをあらためて深くお詫びするとともに、偏見差別解消策、偏見差別予防策の一層の充実に向けた努力を引き続き行う決意を新たにすること」が決議されました。大阪市では、どのような周知を行っているのか具体的に示してください。

6. 旧優生保護法補償金申請支援について

「旧優生保護法に基づく優生手術を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」は2024年10月17日公布、2025年1月17日施行されました。

両院では、法律の可決と併せて、「旧優生保護法に基づく優生手術等の被害者に対する謝罪とその被害の回復に関する決議」も可決しています。

大阪市としても市長による謝罪を被害者に示して、その被害の回復に関してどんな施策を講じているのか、個別通知はしているのかも含め明らかにされたい。